



自家発電ミニナル ①⑥

移動用発電設備の取扱いについて（その1）

これまで移動用発電設備は、その多くが建設工事現場等の仮設電源として使用されてきましたが、昨年の東日本大震災以降、移動用発電設備を電力の需給対策用として使用するケースが見うけられるようになりました。今回7月号からシリーズで、この移動用発電設備を使用する際、設備の使用者に義務づけられている法令上の取扱い等について紹介します。

Q1

まず移動用発電設備とは、どのような発電設備を指しているのですか、法令上の定めはあるのですか。

A1

経済産業省原子力安全・保安院から出されている運用通達「移動用電気工作物の取扱いについて（平成17年6月1日）」では、「移動用発電設備」を次のとおり定義しています。

「移動用発電設備」とは、発電機その他の発電機器並びにその発電機器と一体となって発電の用に供される原動力設備及び電気設備の総合体（以下「発電設備」という。）であって、（※1）貨物自動車等に設置されるもの（電気事業法施行令第1条（電気工作物から除かれる工作物）に掲げるものを除く。） または （※2）貨物自動車等で移設して使用することを目的とする発電設備をいう。 ただし、（※3）非自航船用電気設備を除く。

（※1）：移動電源車の発電設備をいう。

（※2）：主に建設工事現場等で短期間使用される可搬形タイプの発電設備をいう。

（※3）：自らは推進力を持たない作業船等に設置される電気設備をいう。

Q2

この移動用発電設備について、法令上、どのようなものが保安規制の対象になるのですか。

A2

保安規制の対象は、電気事業法により自家用電気工作物としての適用を受ける出力10kW以上の移動用発電設備（原動機がディーゼル機関またはガソリン機関のもの）です。ただし、発電設備の原動機がガスタービンの場合は、出力に関係なく自家用電気工作物としての適用を受けます。

Q3

10kW以上の移動用発電設備の使用者に対して課せられる保安確保の義務には、どのようなものがあるのですか。

A3

電気事業法により、以下に示した3つの保安確保の義務が、使用者に課せられます。

1. 技術基準への適合維持

電気事業法令で定める技術基準に適合するよう、設備を維持すること。

2. 保安規程の制定、届出、遵守

設備の保安を確保するために保安規程（自主的なルール）を制定し、国に届け出ること。また、保安規程を遵守すること。

3. 電気主任技術者の選任、届出

設備の保安の監督をさせるため電気主任技術者を選任し、国に届け出ること。

Q4

この移動用発電設備の使用者に対する保安確保の義務については、海外から輸入した発電設備を使用する場合にも保安規制の対象として適用されるのですか。

A4

もちろんです。海外から移動用発電設備を輸入して使用しようとする場合、その発電設備が技術基準に適合した製品であるかを、まず確認する必要があります。適合していないものについては使用できません。また、設備の使用に際して、保安規程及び電気主任技術者の届出が行われていることも確認する必要があります。届出が行われていない場合は、経済産業省産業保安監督部へ届出を行わなければなりません。